



最低賃金大幅引き上げと、最低賃金決定への最低賃金周辺で働く者の参加、審議の公開を求めます

1、最低賃金(以下「最賃」)大幅引き上げが必要です。日本の賃金は21世紀になって上がっていません。特に大企業は莫大な内部留保をため込んでいますが賃金は上昇していません。これは雇用破壊：非正規低賃金労働者の大幅な増加によるものです。正社員も「なんちゃって正社員」といわれる無権利・長時間過重労働にさらされています。さらに2020年以降、コロナ禍により非正規労働者は職を失い、労働人口そのものが大幅に減少(2年間で26万人減少)、暮らしていけない状況です。

2、コロナ過だからこそ各国は最賃を引き上げています。

最新の状況では、・英 : 9.5 ポンド=1568 円 2022年4月～

・独 : 10.45 ユーロ=1481 円 2022年7月～ ・仏 : 10.57 ユーロ=1498 円 2022年1月～

・豪 : 豪ドル=2002 円 2022年7月～ ・韓 : 14640 ウォン=1530 円 2022年1月～ など。

ロシアのウクライナ侵攻以降の全世界的な物価上昇に、今後も各国の賃金・最賃引き上げは続きます。最賃引き上げが失業者の増加を招くなどの主張は、この各国の政策を見れば完全に破綻しており、減税や社会保障の拡充とともに最賃の大幅な引き上げが経済再生の最も重要な方策の一つであることは明白です。

3、最低賃金法の改正を含め抜本的な変革が必要です。

① 生計費原則の観点からすれば、生活保護給付水準の比較が若年単身者で行われていることは不適切です。

膨大に膨らんだ非正規低賃金労働者はすでに家計補助パートでも、学生アルバイトだけでもない、シングルマザーや就職氷河期世代など扶養家族・家計を支える労働者が多数含まれます。家族の生計を支えられる最低賃金へ、生活保護基準も有扶養家族モデルに切り替えるべきです。

② 最賃が影響する労働者は、すでに全労働者の4分の1となっています。最賃の引き上げが全労働者の賃上げ数値を支えており、いわゆる正規大企業労働者の春闘などの賃上げを最賃に反映させるのでは不十分です。国と経済の在り方から最賃を引き上げることで、賃金水準全体を引き上げることが必要です。

③ 個々の企業内での賃金引き上げとは次元を異にする最賃の引き上げにあたって、経営側の支払い能力は問題にすべきではありません。最賃を保証するための社会保険料や税の減免などの経営支援や、直接的な所得給付も含め経済政策として対応すべきです。

以上のような観点から、現行最低賃金法の抜本的改正を含め、労働者・経営者・国の協議による最賃水準の決定とそれを支える諸政策の構築を図る仕組みが必要です。その際に最も重要な点は、残念ながら企業内労働組合組織ともつながっていない最賃近傍で働く労働者の声を当事者として反映させうる最賃決定の仕組みです。また最賃の目標とする水準を、「全労働者の中位賃金額の60%以上」(EU指令案)など国の政策の基本として定め、その実現に向け労・使・国ともに努力する体制が必要です。

4、貴審議会の抜本的な出直しを求めます。

この1年間、目安制度の見直しのための全員協議会に取組まれた貴審議会は、審議内容が公開されていませんので、その努力をうかがい知ることもできませんが、何ら成果を生み出せませんでした。国の政策的な最賃引き上げ要請に対して、労使が争うことで終始したようにみえます。限界点に来ている現行目安制度にたいして政府と協議し、法改正を含む制度変革をリードすることはできないのでしょうか。情報公開のもとにその取り組みを行えないのであれば、すでに貴審議会は存在理由を失うものと考えます。まずは抜本的な最賃の大幅引き上げと、今後の最賃決定の仕組みについての提案を求めます。

以上